

重要

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

+

本人確認書類の提示 または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※ 控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。



が必要です

本人確認書類

◇ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
※ マイナンバーカードの写しを添付する場合は、表面および裏面の写しを添付台紙等に貼って、申告書と一緒にご提出してください。



◇ マイナンバーカードをお持ちでない方は

① 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは
住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

② 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

- ※ 写しを添付する場合は、①「番号確認書類」の写しと
②「身元確認書類」の写しをそれぞれ、添付台紙等に貼って、
申告書と一緒にご提出してください。

- 申告相談時や提出時に提示し市職員が確認する場合は、
写しの添付は不要です。